

受託人件費等単価規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県情報産業協会（以下「本協会」という。）が外部から受託または請け負う業務（以下「受託等事業」という。）における人件費単価を定めることを目的とする。

(総則)

第2条 受託等業務の実施に必要な人件費は、この規程に定めるところにより計算する。ただし、受託等事業を委託または発注する者（以下「委託者」という。）の事情により、この規程を適用できない場合は、委託者と当協会との協議により定める。

(人件費)

第3条 人件費単価は、当該受託等事業に従事する職員の職位に応じて、別表1の金額を用いる。

2 人件費は、受託等事業に従事した人日または時間に人件費単価を乗じて得た額とする。

(改定または廃止)

第4条 この規程の改定または廃止については、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 令和4年4月1日制定、施行する。

別表 1

単位：円

区分	基準日額単価	基準時間単価
統括担当者	44,000	5,500
専門員 A	30,800	3,850
専門員 B	22,000	2,750
専門員 C	13,200	1,650